

随想「甘え」が日本を滅ぼす

どうすれば強い日本を作れるのか

弁護士 金子博人

第54回 自民党の改正草案検証 (その12)

高校生が議論するための歴史課題、その5

(※前号より続く)
問題8…北部仏印進駐と日独伊三国同盟で、日本はどこに向かおうとしたのか？

(1) 日中戦争に万策尽きて近衛内閣が退陣し、昭和14年1月5日、平沼騏一郎が首相に指名された。平沼首相は、陸軍の意向に沿って日独伊防共協定を強化し、防共を前提とした軍事同盟化に努力した。ところが、同年8月23日、ドイツとソ連は独ソ不可侵条約を締結してしまった。

この報に接し、平沼首相は驚愕して、「歐洲の天地は複雑怪奇」という声明とともに8月28日、退陣した。その4日後の9月1日には、ドイツがポーランドに侵入し、第二次世界大戦が勃発している。ヨーロッパ情勢など、全く読めていなかったのだ。

対外的激変はこれだけではなかった。その年の5月、ソ連との間でノモンハン事件が勃発していた。独ソ不可侵条約の成立にめどを付け、ドイツと日本から挟撃されるリスクを回避できると見たソ連は、機械化師団を投入し、8月20日から総攻撃をかけてきた。

銃剣白兵主義の日本軍はほぼ一日で記録的大敗を喫してしまった。この大敗のショックは、陸軍にとつて極めて強かったようで、その後の対ソ消極主義を生むこととなる。

さらにアメリカとの間でも重要な事態が発生していた。その年の7月、アメリカは日米通商条約の破棄の通告してきた。「中国でのアメリカの権益を侵害する日本と通

商条約を維持する必要はない」というのが、アメリカ側の考えであった。

(2) 平沼内閣を継いで、予備役の陸軍大将阿部信行内閣(昭和14年8月30日〜昭和15年1月16日。 <http://ja.wikipedia.org/wiki/1939%E5%83%B4>) が組閣した。うち続く危機的事態の中で、天皇は、阿部の首相指名に際し、「英米に対しては、協調しなければならぬ」と、条件をつけたという。

その後親英米派の海軍大将米内光正内閣(昭和15年1月16日〜7月22日)が続いたが、残念ながら英米関係の緊張緩和に成果はなかった。

(3) 英米との関係が好転しないまま、日本の運命は、再び逆方向に動き出した。新体制運動を標榜する第2次近衛内閣が、昭和15年7月22日、国民の期待を集めて再登場したのだ。そして、成立2カ月後の9月23日、北部仏印進駐(仏印は、今のベトナム、カンボジア、ラオス)を実行し、さらにその4日後の9月27日、日独伊三国軍事同盟を締結し、枢軸側の一員となつていった。

フランスでは、その年の6月パリがナチスにより陥落していた。北部仏印進駐は、ナチス支配下のヴィシー政権に承諾させて進駐した。仏印は当時援蒋ルートとなつていたので、「援蒋ルートを断ち切れば中国の抗戦能力が低下し、日本に降伏する」と、当時の陸軍は考えたのだ。しかし援蒋ルートは、他にソ連経由、香港経由、ビルマ経由など、これだけではなかった

のだが。

日清、日露戦争の時代から一貫して仮想敵国をソ連としていた陸軍が、それまでの伝統的な方針を捨てることとなった。これは、英米と直接向かい合おうとするものとなり、英米との緊張感を高めることになるのは必定であった。なぜこの時期に、この様な大転換をする必要があったのだろうか。

北部仏印進駐の4日後の9月27日、松岡洋介外相の主導で日独伊三国同盟を結んだ。彼の思惑は、アメリカに対して強くものが言える立場を作りたかったようだ。同盟締結に国民は歓喜した。皇居前の広場は市民の提燈行列で埋め尽くされたという。

三国同盟は防共を目指した日独防共協定とは異なり、当時、ソ連を入れた四国同盟を目指していた。松岡自身は「ユーラシア大陸同盟」と呼び、これを実現すればアメリカに対し強く出られると信じていた。もはやソ連は仮想敵国ではなく、同盟国になると考えていたのだ。

しかし、当時のヨーロッパでは大きな歴史的変動が起きていた。ドイツはイギリス上陸を目指し、同年7月2日からシーライオン作戦と名付けた航空戦を、イギリスとの間で展開していた。だが、イギリスは劣勢な航空戦力で奮闘し、制空権を守り切った。バトル・オブ・ブリテンである。

その結果、三国同盟締結10日前の9月17日、ナチスはシーライオン作戦の延期を決定してイギリス

■ 随想 「甘え」が日本を滅ぼす

上陸を諦め、予先をソ連に向け初めていた。しかし、近衛内閣も平沼内閣と同様、ヨーロッパ情勢をまったく読めず、ドイツのイギリス上陸を盲信し、ドイツが東の安全を図るため、ソ連を同盟に巻き込むはずと夢想していたのだ。

(4) 米国は、第二次近衛内閣成立に合わせるように、1940年7月から8月にかけて、武器、工作機械、航空用ガソリンの許可制を取ってきた。これに加え、仏印進駐と三国同盟に対するアメリカの反応は厳しかった。条約締結の動きを察して、同年9月26日、屑鉄鋼の対日禁輸を断行し、締結後の12月には、鉄鉱・銑鉄、1941年1月、銅・亜鉛、2月、ラジウム・ウラニウムを禁輸品目に加えた。アメリカとの緊張感は、急速に高まっていった。

問題9…南部仏印進駐で、日本は何を得ようとしていたのだろうか？

(1) 昭和16年4月から冷え切った日米関係を打開すべく、野村吉三郎駐米大使とハル國務長官の間で、和平交渉が開始された。ハル長官は、「ここに3人の愛国者によって作成された試案がある」と切り出したという。

実は前年の11月から、米国のウォルシュとドラウトという二人のカトリックの司祭と日本の産業組合中央金庫理事の井川忠雄の間で、日米関係の改善策について意見を交換し、年が明けた3月17日には「井川・ドラウト案」が作成されていた。この背後には、フランク・

ウォーカー米郵政長官があつたと言われる。これが、「愛国者による試案」であった。

そして、4月16日、野村とハルの間で日米諒解案が作成された。そこでは、満州国の承認、日米通商関係の回復、日米首脳会談などが提案されていた。ただ、ハルは、この時、領土保全と主権尊重、内政不干渉、機会均等、太平洋での現状不攪乱を求めていた。しかし、基本的提案は日本にとっては歓迎すべきものだった。

この日米諒解案が日本に打電されるや、近衛首相はただちに政府統帥部連絡会議を招集して協議した。そこでの大勢は受諾へ傾いていった。

(2) このようにアメリカとの和平の機運が生じているにもかかわらず、ヨーロッパにいついては外相松岡洋介は、4月13日、日ソ不可侵条約を電撃的に締結し、4月22日に帰国した。彼はあいかかわらず、3国同盟をソ連をも含んだ4カ国同盟にして、アメリカに強く出たかったのだ。

それ故、自分の不在中に進んだ日米平和交渉自体が気に入らなかつたようで、この平和の流れに乗れなかつた。その結果「あいつとは交渉できない」とアメリカの不信を買ってしまった、和平交渉自体が停滞してしまった。

(3) 6月22日、閣僚の誰も予想していないことが起こった。ナチスがソ連侵攻を開始したのだ。近衛内閣内は大混乱となった。松岡は自分で締結したばかりの日ソ中立条約を破棄して対ソ宣戦し、ソ連

をドイツとともに挟撃することを強く主張した。事実、仮にその時、日本がナチスに呼応してソ連に攻め込めば、ソ連は崩壊し、ユーラシア大陸が枢軸国の手に落ちる可能性は大きかつたはずだ。ナチスの侵攻で、当時のソ連はほとんど崩壊寸前まで追い込まれていたからである。

しかし政府首脳や世論は北進論に関しては消極的であつた。ノモンハン事件のショックが強すぎたのだろうか。逆に、独ソ戦によってソビエトの脅威が消滅したので、南方に進出すべきとする南進論が優勢になり、南部仏印進駐が提案されることとなった。

7月18日、第二次近衛内閣は総辞職し、改めて第三次近衛内閣が成立した。北進論を主張し、閣内不協和の元凶である松岡の更迭が目的であつた。

(4) 仏印には石油はない。南部仏印進駐では石油を確保できず、その確保のためにはパレンバン油田のあるオランダ領インドネシアを手に入れる必要がある。南部仏印進駐は日本の次の軍事行動を予告するようなものであつた。しかも南部仏印進駐は、シンガポールやパレンバンが日本軍の航空機の作戦圏内となる。この進駐は、相手に対しては宣戦布告に近い脅威を与えるものであつた。

そのため、これを実行すれば、アメリカは強い経済制裁に出るのであるうし、石油を止められるのではないかと心配する者も少なくなかつた。しかし、「米国の石油禁輸は絶対に無い」という意見が大勢

となつていった。だが、アメリカは、南部仏印進駐の動きを察して、7月25日、在米日本資産を凍結した。それでも、日本の指導者は石油の禁輸はないと判断したのであるうか。7月28日、日本陸軍は南部仏印進駐を決定した。

これに対しアメリカは、8月1日、石油の対日全面禁輸を断行した。これに、イギリス、オランダ、中国が加わり、いわゆるABCDB包囲陣ができ上がった。この経済制裁は、まさに宣戦布告に近い決定的な意味を持つていた。

ただ、これは十分に予測できたはずだ。にもかかわらず、日本の指導者はいったい何を求めて南部仏印進駐を実行したのだろうか。

問題10…ABCDB包囲陣後、太平洋戦争の開戦を回避する方法は無かつたのか。(以下次号)



金子博人
(かねこ ひろひと)

金子博人 法律事務所。弁護士。早稲田大学法学部卒業。同大学院修士課程(商法)終了。1977年4月弁護士開業。国際旅行法学会(IFITA)会員。大東文化大学法科大学院、日本大学法科大学院講師。市場取引監視委員会委員(東京工業品取引所)。日本フライムリアルティ投資法人執行役員。



金子博人法律事務所

〒104-0061 東京都中央区銀座8丁目10番4号 和孝銀座8丁目ビル7階

<http://www.kaneko-law-office.jp>

掲載内容の無断転載・転用を固く禁じます。